

## バイリンガルサポーター制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、外国語対応が可能な職員を「バイリンガルサポーター」(以下「サポーター」という。)として登録することにより、行政事務に活用することを目的として、バイリンガルサポーター制度を設置し、その運用について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「サポーター」とは、市の国際交流事業に参画して市民レベルの草の根の交流を促進させるとともに、住民への円滑な情報提供に協働する市職員をいう。

### (募集)

第3条 国際交流課長は、必要に応じてサポーターを募集する。

### (登録)

第4条 サポーターとして業務を行おうとする者は、国際交流課長の登録を受けなければならない。

### (登録の要件)

第5条 サポーターとして登録しようとする者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 日本語及び外国語を用いた日常会話ができる者
- (2) サポーターとして登録することについて、所属長の下承を得た者

### (登録の申請)

第6条 サポーターとして登録しようとする者は、バイリンガルサポーター登録申請書(第1号様式)により国際交流課長へ申請しなければならない。

### (登録事項の変更方法)

第7条 サポーターは、前条の登録事項に変更があったとき、又は登録を取り消そうとするときは、バイリンガルサポーター登録事項変更・登録抹消届(第2号様式)を国際交流課長へ提出しなければならない。

### (協力依頼)

第8条 国際交流課長は、サポーターに活動を依頼する場合、事前にサポーター及びその所属長に対して協力依頼を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

第1号様式

バイリンガルサポーター登録申請書

バイリンガルサポーター制度要綱第6条に基づき、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 氏名	
年齢	
所属	課 係(班)
海外滞在歴	

日本語以外の言語について

会話可能な言語	語
通訳経験	有 ・ 無
翻訳経験	有 ・ 無
検定その他自己評価	

日本語以外の言語について

会話可能な言語	語
通訳経験	有 ・ 無
翻訳経験	有 ・ 無
検定その他自己評価	

登録年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

第2号様式

バイリンガルサポーター登録事項変更・登録抹消届

国際交流課長 あて

届出年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

バイリンガルサポーター制度要綱第7条に基づき、バイリンガルサポーター登録事項について、変更 ・ 登録抹消 したいので下記のとおり届け出ます。

記

1. 登録変更する事項

	変更前	変更後
(1) 氏名		
(2) 所属		
(3) 「日本語以外の言語について」変更箇所		

2. 登録を抹消する